

930947

地発第 1219004 号
基監発第 1219001 号
平成 20 年 12 月 19 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長
(公印省略)
厚生労働省労働基準局監督課長
(契印省略)

労働基準監督署における年末の開庁による相談対応について

世界的な金融危機の影響等により、我が国における経済情勢は悪化の一途をたどっている。

雇用情勢についても、自動車産業や電機産業を中心としていわゆる非正規労働者の解雇や雇止め等が行われるなど、憂慮すべき事態となっている。

特に、この年末において有期労働契約や労働者派遣契約の中途解除などにより、非正規労働者の解雇等が多く行われる等の懸念が高まっているところである。

このような状況に対しては、労働基準行政としても、労働基準法の遵守はもとより、労働契約法等に照らし、解雇や雇止め等について不適切な取扱いがなされることのないよう、最大限の対応を行っていく必要がある。

については、今般、下記により年末における緊急の相談対応を行うための「年末緊急労働条件特別相談窓口」を開設することとしたので、その的確な対応に遺憾なきを期されたい。

記

1 開設日時

平成 20 年 12 月 29 日 (月) 及び 12 月 30 日 (火) 10 時から 17 時まで

2 実施対象

別紙 1 の労働基準監督署に設置された労働条件特別相談窓口とする。

3 対応内容

ア 解雇、雇止め、労働条件の引下げ等に係る労働契約法の内容や裁判例等についての情報提供

イ 解雇、賃金不払等に関し労働基準関係法令上問題のある事案に対する相談への対応

ウ これらに関する事業主への指導等

なお、緊急にこれら以外の対応を行う必要が生じた場合には、本省大臣官房地方課労働紛争処理業務室（03-3595-3052）又は本省監督課（03-3595-3203）まで直接連絡すること。

4 対応者

原則次のとおりとする。

ア 労働基準監督署長等（2～3名）

イ 都道府県労働局総務部企画室長等（1名）

ウ 労働基準部長又は監督課長（1～2名）

なお、対応者の決定に際しては、本人の事情を考慮しつつ、十分な調整を行うこと。

5 周知広報

年末に労働条件特別相談窓口を開設することについて、各局のホームページに掲示するなどにより積極的に周知を行うこと。

この場合、職業安定行政における「年末緊急職業相談」に係る周知との連携に配慮すること。

なお、「年末緊急労働条件特別相談窓口」を開設しない労働基準監督署においては、当該窓口を開設する労働基準監督署名及び当該窓口の電話番号を庁舎玄関等に掲示すること。

6 本省報告

(1) 上記4の実施体制等については、平成20年12月22日（月）までに別紙2により本省監督課までFAX（03-3502-6485）により報告すること。

(2) 開設日に受け付けた相談等の件数については、各日の相談対応終了後に速やかに別紙3により本省監督課までFAXにより報告すること。

7 その他

「年末緊急労働条件特別相談窓口」開設中に不測の事態が生じた場合には、内容に応じて本省監督課又は本省大臣官房地方課労働紛争処理業務室まで直接連絡すること。

年末緊急労働条件特別相談窓口一覧

労働局	窓口開設労働基準監督署	所在地	電話番号
北海道	札幌中央労働基準監督署	札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎	011-281-4270
青森	青森労働基準監督署	青森市長島1-3-5 青森第2合同庁舎 8階	017-734-4444
岩手	盛岡労働基準監督署	盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス8階	019-621-5115
宮城	仙台労働基準監督署	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-299-9071
秋田	秋田労働基準監督署	秋田市山王7-1-4 秋田第2合同庁舎	018-865-3671
山形	山形労働基準監督署	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎	023-624-6211
福島	福島労働基準監督署	福島市霞町1-46 福島合同庁舎1階	024-536-4610
茨城	水戸労働基準監督署	水戸市宮町1-8-31	029-226-2237
栃木	宇都宮労働基準監督署	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎別館	028-633-4251
群馬	前橋労働基準監督署	前橋市大手町1-1-3	027-232-3601
埼玉	さいたま労働基準監督署	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー14階	048-600-4801
千葉	千葉労働基準監督署	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	043-308-0671
東京	中央労働基準監督署	文京区後楽1-9-20 飯田橋合同庁舎6・7階	03-5803-7381
神奈川	横浜南労働基準監督署	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎9階	045-211-7374
新潟	新潟労働基準監督署	新潟市中央区川岸町1-56	025-266-3131
富山	富山労働基準監督署	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎	076-432-9141
石川	金沢労働基準監督署	金沢市新神田4-3-10金沢新神田合同庁舎3階	076-292-7947
福井	福井労働基準監督署	福井市開発1-121-5	0776-54-6167
山梨	甲府労働基準監督署	甲府市下飯田2-5-51	055-224-5611
長野	長野労働基準監督署	長野市中御所1-22-1	026-223-6310
岐阜	岐阜労働基準監督署	岐阜市五坪1-9-1 岐阜労働総合庁舎	058-247-1101
静岡	静岡労働基準監督署	静岡市葵区日出町10-7 田中産商ビル5階	054-252-8106
愛知	名古屋南労働基準監督署	名古屋市港区港明1-10-4	052-651-9207
三重	津労働基準監督署	津市島崎町327番2 津第2地方合同庁舎1階	059-227-1281
滋賀	大津労働基準監督署	大津市馬場3-14-17	077-522-6641
京都	京都下労働基準監督署	京都市下京区四条通東洞院東入立売西町60 日本生命四条ビル5階	075-254-3195
大阪	大阪中央労働基準監督署	大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10	06-6941-0451
兵庫	神戸東労働基準監督署	神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎別館	078-332-5353
奈良	奈良労働基準監督署	奈良市高畑町552 奈良第2地方合同庁舎	0742-23-0435
和歌山	和歌山労働基準監督署	和歌山市黒田48番地	073-488-1200
鳥取	鳥取労働基準監督署	鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎4階	0857-24-3245
島根	松江労働基準監督署	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎	0852-31-1165
岡山	岡山労働基準監督署	岡山市大供2-11-20	086-225-0591
広島	広島北労働基準監督署	広島市安佐北区可部南3-3-28	082-812-2115
山口	山口労働基準監督署	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎1号館	083-922-1238
徳島	徳島労働基準監督署	徳島市万代町3-5 徳島第2地方合同庁舎	088-622-8138
香川	高松労働基準監督署	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎2階	087-811-8946
愛媛	松山労働基準監督署	松山市六軒家町3-27 松山労働総合庁舎4階	089-917-5250
高知	高知労働基準監督署	高知市南金田1-39	088-885-6010
福岡	福岡中央労働基準監督署	福岡市中央区長浜2-1-1	092-761-5607
佐賀	唐津労働基準監督署	唐津市千代田町2109-122	0955-73-2179
長崎	長崎労働基準監督署	長崎市岩川町16-16 長崎合同庁舎	095-846-6390
熊本	熊本労働基準監督署	熊本市大江3-1-53 熊本第2合同庁舎	096-362-7100
大分	大分労働基準監督署	大分市新川町2-1-36 大分合同庁舎2階	097-535-1511
宮崎	宮崎労働基準監督署	宮崎市丸島町1-15	0985-29-6000
鹿児島	鹿児島労働基準監督署	鹿児島市薬師1-6-3	099-214-9175
沖縄	那覇労働基準監督署	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2階	098-868-8008

「年末緊急労働条件特別相談窓口」の実施体制について

労働局

1 実施対象署

2 対応予定者

(1) 平成20年12月29日(月)

対応予定者名職氏名

計 名

(2) 平成20年12月30日(火)

対応予定者名職氏名

計 名

「年末緊急労働条件特別相談窓口」における相談結果報告

別紙3

[]労働局
(人数)

1 相談者の種別	12月29日(月)	12月30日(火)	合計
労働者			
正社員			
派遣労働者			
期間工			
パート・アルバイト			
外国人労働者			
その他			
不明			
使用者			
派遣事業			
派遣事業以外			
その他(労働者の家族等)			
合計			

(人数)

2 相談方法	12月29日(月)	12月30日(火)	合計
来 署	()	()	()
電 話	()	()	()
合計	()	()	()

(件数)

3 相談件数	12月29日(月)	12月30日(火)	合計
解 雇	()	()	()
無期労働契約者	()	()	()
有期労働契約者(中途解除を含む。)	()	()	()
派遣労働者	()	()	()
期間工	()	()	()
雇止め	()	()	()
労働者派遣契約	()	()	()
採用内定取消	()	()	()
退職勧奨	()	()	()
配置転換	()	()	()
労働条件の引下げ等	()	()	()
賃金	()	()	()
その他	()	()	()
賃金不払	()	()	()
休業手当	()	()	()
その他	()	()	()
合計	()	()	()

(件数)

4 行政の対応状況	12月29日(月)	12月30日(火)	合計
労働基準法の説明	()	()	()
労働契約法の説明	()	()	()
判例等の情報提供	()	()	()
事業主に対する指導			
申告受理			
局長による助言・指導、あっせんの申請受理	()	()	()
その他	()	()	()
合計	()	()	()

(注1)外国人労働者数は、派遣労働者、期間工又はパート・アルバイトの数と重複しているため、相談件数合計は、これらの内訳の合計とは一致しない。

(注2)「相談件数」及び「行政の対応」欄について、複数の相談内容に該当するものは、それぞれに計上すること。

(注3) ()内は使用者からの相談で内数を記入すること。